



令和4年10月13日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会  
会 長 江 口 幸 治



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに  
市長及び副市長の給料の額等について（報告）

令和4年9月26日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。



## 別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

### 【月例給の額及び特別給の支給月数について】

- ・ 月例給については、議員及び市長等のご尽力を踏まえて一般職の勧告にならい引上げも考えられるが、市民生活の状況を考慮し、据置きでやむを得ないとする。特別給については、ここ数年引下げが続いていたが、コロナ禍で普段の公務以上の負担がある中で、モチベーション維持向上も考慮し引上げが適当と考える。
- ・ 今の消費者物価等の経済情勢をみると、引上げが通常判断だろうと思われるが、一方で、民間給与との比較に基づく一般職の給与改定を参考としていることから、月例給は据置きでやむを得ないとする。特別給については、月例給を据置きとすることとのバランスを取るという点から、引上げが適当と考える。
- ・ 月例給、特別給ともに引上げが適当と考える。市人事委員会勧告による一般職の給与改定率や人事院勧告による国の指定職の改定状況を参考とする今の改定の仕組みを変更する理由はなく、勧告の結果を尊重すべきと考える。また、市の歳出に占める人件費の割合や市の財政状況等をみると、他政令指定都市との比較において、引上げることで突出した負担にはならないと考える。

- ・ 民間給与が回復傾向にあり、一般職の月例給引上げの勧告が出たことには安堵しているが、全国的な物価上昇により、依然として市民の家計はかなり厳しい状況にある。その中で、他の政令指定都市の状況や一般職の給与改定率の累計値の状況を勘案すると、月例給については、据置きが妥当と考える。特別給については、一般職の特別給の引上げ勧告、民間での支給割合、国の指定職の改定状況を考慮し、改定の必要があると考える。
- ・ 月例給については、前回月例給を改定した時以降の一般職の給与改定率の累計値を参考に、累計値がそれほど大きくないときには改定を見送ってきたという過去の経緯を踏まえ、据置きが妥当と考える。国の指定職について人事院勧告の中で引上げの方向が示されていることや昨今の物価上昇を考慮し、特別給については、引上げが妥当と考える。
- ・ 世界的な社会情勢の変化による全国的な物価高が市民へ多大な影響を及ぼしていることや、本市の経済状況を鑑みると、月例給については、据置きが妥当である。本市を市民が誇れるまちにしたことや全国的に注目されるようにした功績、新型コロナウイルス感染症に関する対応を考えると、特別給については、引上げとするのが妥当である。
- ・ 市長等の給料及び市議会議員の議員報酬は、他政令指定都市と比較して平均的であり、議会の活動状況は他政令指定都市と比較すると平均以上と見受けられる。また、新型コロナウイルス感染症による感染者数は、市長をはじめ市職員並びに議員の皆様のご尽力により減少してきており、各種イベント等も開催されるなど感染拡大前の生活に戻りつつある。しかしながら、依然として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市民感情を推察すると月例給については、据置き、特別給については、引上げの改定を行うのが妥当である。

- ・ 月例給の市人事委員会勧告の仕組みでは、市職員と民間の当年4月分給与を比較しているが、昨今の物価上昇は今年の4月ベースでは民間給与の引上げにはまだ反映されていないと思われ、今の一般職の給与改定率の累計値では据置きが適当と考える。来年度以降、民間給与が高騰するような事態になれば、特別職の月例給に反映していく仕組みが必要になるのではないかと考える。特別給については、従来どおり国の指定職の改定状況を参考に、引上げが妥当と考える。
- ・ 3年間にも及ぶコロナ禍で、市長をはじめ、関係職員は多大な苦勞をしている。新型コロナウイルス感染症への対応も含めて、市の取組は、『住みたい街ランキング』で上位になるなどの評価に繋がっている。市長や市職員の地道な努力や、議員による市民に寄り添った議会活動を考慮し、月例給・特別給ともに引上げが必要と考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』との結論に達しました。